

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和7年2月28日（金）午前9時30分～午前9時55分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
4番	鳥越 一志	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7番	谷許 安治	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
8番	坪井 幹子	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第45号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第46号 農用地利用集積計画書（No.199）（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (3) 議案第47号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について（矢掛町全域）
- (4) 議案第48号 「令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）」の決定について

議 長	<p>それでは、ただ今から令和6年度第12回農業委員会総会を開催します。</p>
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、7番 谷許委員と、8番 坪井委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第45号から議案第48号の4議案です。</p>
議 長	<p>議案第45号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上2件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号51番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
7 番 委 員	<p>譲受人と譲渡人は合意しています。譲受人は適切に管理できるものと思います。特に問題はありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号51番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号51番につきましては許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号52番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
2 番 委 員	<p>譲受人と譲渡人は合意しており、譲受人は適切に管理できると思いますので、特に問題はありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号52番につきまして、他に意見はありませんか。</p>

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>52</u> 番につきましては許可と決定します。
議 長	議案第 <u>46</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 199) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明します。
事 務 局	<p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">議案第46号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっている</p> <p>(計画の内容について説明)</p>
議 長	議案第46号につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第46号について、「異議なし」と決定します。
議 長	<p>議案第 <u>47</u> 号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、議題とします。</p> <p>事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>集計表にありますとおり、今回対象となっている農地は、10地区、20筆、約2.2haです。</p> <p>(抽出基準、各地区の一覧表、地図についての説明) 以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第47号につきまして、リストのとおり、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断してよろしいか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第47号につきまして、リストのとおり、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断することを議決します。

議 長	議案第 <u>48</u> 号 「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)」の決定について、議題とします。 事務局から説明します。
事 務 局	本件は、農業委員会の1年間の活動目標(案)を審議するものです。 では、内容について説明させていただきます。 (議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)」につきまして、意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、(案)のとおり、決定することを議決します。今後、町ホームページで公表することとします。
議 長	次に4.各種報告について確認します。
議 長	(1) 農地改良届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
美川地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。特に問題はありません。
三谷地区 推進委員	事案番号2番について、確認しました。特に問題はありません。
山田地区 推進委員	事案番号3番について、確認しました。特に問題はありません。
議 長	(2) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。

<p>議 長</p> <p>美川地区 推進委員</p> <p>三谷地区 推進委員</p> <p>中川地区 推進委員</p>	<p>(3) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>事案番号1番について、確認しました。問題ありません。</p> <p>事案番号2番について、確認しました。問題ありません。</p> <p>事案番号3番から5番について、確認しました。問題ありません。</p>
<p>議 長</p> <p>三谷地区 推進委員</p>	<p>(4) 農地改良の工事完了報告について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>三谷地区について、確認しました。問題ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。</p>